

(規 82～84)

様式、通則

営 業 規 則

## 第 5 章 乗車券の様式

### 第 1 節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 82 条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示します。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略すること  
があります。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊な乗車券

(字模様の印刷)

第 83 条 乗車券の表面には、社が定めた字模様の印刷又は着色をします。

2 字模様の様式は、様式第 7 号のとおりとします。

(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足及び旅客運賃、料金の割引等に対する表示)

第 84 条 この章に規定する乗車券の様式は印刷上の形式であって、それぞれの乗車券  
は、相当の事項を印刷するとともに、不足する事項又は印刷する事項を記入式としたも  
のにあっては、発売の際、印章を押し又は記載する等の方法によって補うものとしま  
す。

2 前項に規定する、印章等は別表第 10 号によるものとします。

3 旅客運賃、料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面に、別  
表第 10 号に規定するゴム印の押なつにより、表示を行う。ただし、特に設備する乗車  
券類にあっては、この表示を省略することがあります。